

で意思決定をしていくに当たって衆議院の動きというものを常に意識して決定をしていくというの、これまた当然のことになるわけですね。

○仁比聡平君 よく考えたいと思います。荒井参考人が、先ほど御説明は割愛をされたんですけども、いわゆる政治的美称説の再検討が必要というふうにテーマを掲げておられて、私が申し上げた問題意識とかみ合うかどうかはちょっと分からないんですが、憲法の最高機関性をどう考えるべきなのかという点についてお尋ねしたいと思えます。

○参考人(荒井達夫君) 政治的美称説という言葉自体が私とても嫌いです、美称だなどという。これはどの学者の方が言われたのかはつきりしていませんが、こんなことを言ったがために国権の最高機関というものがどんどん意識されなくなってしまうんじゃないか。法的な

意味合いはないという意味ではそうかもしれないませんが、その政治的な意味合いで物すごく重要なということをするべく強烈に主張すべきだと思われる。

○仁比聡平君 法とは、王様や独裁者が国民を支配するための道具ではない、個人の尊厳を始めとして憲法の原則を貫いていくこと、それが法として立法機関、最高機関としての国会の役割だと思はる。行政監視を通じて得た経験であります。

○参考人(荒井達夫君) これは先ほどちょっとお話ししました。私は非常事態と憲法という資料を作ったんですけど、そのときに感じたのは、現行法が執行されていない、全然執行されていないのは変だな、東日本大震災でも執行されていないのは何でなんだろうと。やっぱり使い勝手が悪いところがあったんじゃないかと思っていたら、そういうことを言っている政府部内の人たちが確かにいました。

ちません。そのことをきっちり考えなきゃいけないというのが、議会拒否権制度を研究しなきゃいけないということですね。その場合に、内容としては委任政令の統制というのが非常に重要になってくるだろうと。災害対策基本法もそうなんです。その非常事態の規定ももちろんそうなんです。

○仁比聡平君 もう少しお尋ねしたいところですが、時間が参ったようなんです。私、今のようなお話を踏まえても、やはり非常事態法制について憲法を明文改憲する必要は全くないというふうに考えます。

○会長(柳本卓治君) 松田公太君。松田公太君、維新一元気会の松田公太です。浅野先生、荒井先生、本日は大変参考になるお話をありがとうございました。

私が以前所属してしまいましたあの政党、残念ながら今はなくなりました。参議院に所属していただく左端から実は五人がその政党に所属していたわけなんです。地域主権型道州制、これを是非導入したいというところであったり、また効率的な政府を実現するために首相公選制、また一院制、こういうことをずっと提言してきたわけですね。

○参考人(柳本卓治君) 憲法審査会では、御案内のとおり、今国会、二院制がテーマになっているんですね。日本を元気にする会では、参議院の独自性、これを大変重視しております。例えば結成以来、党議拘束を掛けないなどの方針を今まで取ってきたわけですね。

○参考人(柳本卓治君) 憲法審査会では、御案内のとおり、今国会、二院制がテーマになっているんですね。日本を元気にする会では、参議院の独自性、これを大変重視しております。例えば結成以来、党議拘束を掛けないなどの方針を今まで取ってきたわけですね。